

各 補助対象施設 管理者 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部

高齢福祉課長

(公 印 省 略)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和2年度

当初予算の協議に係る提出期限の延長について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和2年4月6日付け高福第1038号で御案内した地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和2年度当初予算の協議について、4月24日（金）までの神奈川県高齢福祉課への提出をご案内していたところ、関東信越厚生局から延長の連絡があったため、5月19日（火）までに延長とさせていただきますので、積極的にご活用くださるようお願いいたします。

なお、広域型（定員30人以上）の施設等については、県が実施主体とさせていただきますので、周知及び協議のとりまとめは、別紙「令和2年度当初予算における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の周知及び協議書提出先について」に記載のとおり取扱ってください。

なお、定員29人以下の小規模施設等については、協議書の提出先は事業所所在地の各市町村になりますのでご注意ください。

1 補助対象事業

- ① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業
- ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
- ③ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ④ 高齢者施設等の給水設備整備事業
- ⑤ 高齢者施設等のブロック塀改修支援事業
- ⑥ 高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための

個室化改修支援事業

※補助対象事業によって、補助対象施設が異なりますので、掲載場所にある「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」を必ずご確認ください。

2 掲載場所

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 5. 国・県の通知

→ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=967&topid=6>)

3 提出資料（該当事業のみ提出）

①. 「先進的事業整備計画書」

②. 添付書類

ア. 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ. 見積書（公的機関、工事請負業者）

※ 公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること

③. 「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積確認シート」

※ 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業に該当する場合のみ提出

4 提出方法・部数

紙媒体+電子媒体・3部

5 提出先

【郵送・メール】

特別養護老人ホーム、老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設又は定員30人以上の単独型の事業所）、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

→ 高齢福祉課 福祉施設グループ

fshisetsu.508@pref.kanagawa.jp

介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム

→ 高齢福祉課 保健・居住施設グループ

fukushi-yuryo.4jk1@pref.kanagawa.jp

通所介護事業所（定員19人以上）

→高齢福祉課 在宅サービスグループ

kaigoshidou@pref.kanagawa.jp

6 提出期限

令和2年5月19日（火）必着

※ 関東信越厚生局からの通知に従い延長といたしました。

※ 定員 29 人以下の小規模施設等については、提出先の事業所所在地の各市町村へ別途ご確認ください。

【照会先】

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

福祉施設グループ	田中・望月	(045)210-1111	内線 4852
保健・居住施設グループ	國久・星	(045)210-1111	内線 4857、4858
在宅サービスグループ	浜田・辻	(045)210-1111	内線 4841

各（都道府県
中核市
指定都市）

高齢者施設等整備担当課 御中

関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における
令和2年度当初予算（案）の協議の実施について

標記の交付金については、

- ・介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、老朽化に伴う大規模修繕等のほか、「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）等を踏まえ、施設の耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、災害時に施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう非常用自家発電設備・給水設備の整備、
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、介護施設等の多床室の個室化に要する改修に必要な経費を計上しているところです。

つきましては、事務処理に支障を来さないよう、令和2年度当初予算の成立を前提として協議を実施いたしますので、事業の実施をご検討の上、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内の市区町村分（指定都市、中核市を除く）の協議について取りまとめいただきたく、ご協力の程、よろしくをお願いいたします。

記

1. 補助対象事業及び補助協議単価等
別紙のとおり

2. 提出資料（該当事業のみ提出）

（1）「先進的事業整備計画書」（別添1）

- ① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業
- ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
（耐震化整備・大規模修繕・非常用自家発電設備）
- ③ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ④ 高齢者施設等の給水設備整備事業
- ⑤ 高齢者施設等の安全対策強化事業
（高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業）
- ⑥ 高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業

上記の必要添付書類

- ア. 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
- イ. 見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者）
公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること

(2) 「整備計画一覧表」(別添2)

- ①、②、③、④、⑤、⑥に係る整備計画一覧表
都道府県は、管内市区町村分（指定都市、中核市を除く）を
取りまとめた上で、ご提出をお願いします。

3. 提出先

関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課福祉係 伊野
〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎7階

4. 提出方法・部数

- (1) 別添1の資料及び必要添付書類 紙媒体 2部
- (2) 別添2の資料 紙媒体 2部 + 電子媒体

ドッジファイルまたはフラットファイルでファイリングした上で、
背表紙を入れ、自治体・事業所ごとに仕切り紙などで仕分けして提出すること

5. 提出期限

令和2年5月29日（金）までに到着するよう提出

6. 留意事項

(予算関係)

- 予算を上回る協議となる可能性があることから、今回の協議にあたっては、実施主体ごとに、優先順位を付して協議してください。なお、当省では、「防災・減災に関する緊急対策」推進の観点から耐震化整備、ブロック塀等の改修整備、非常用自家発電設備の整備及び、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」による新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業を優先する方針としています。非常用自家発電設備の協議に当たっては、補助実施主体となる地方自治体は、施設における当該設備の保有状況を把握した上で協議してください。
- 今回の協議には令和元年度当初予算及び補正予算の本省繰越分も含まれません。当該繰越分を充当した場合は、内示の際に送付する内示内訳書に各予算の充当区分を記載しているので、必ずご確認ください。繰越分を充当している事業については、翌年度への繰越は事故繰越となるため令和2年度中に事業を完了するようお願いします。なお、福祉避難所の指定を受けた、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院の非常用自家発電設備や給水設備の整備、及び新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業は優先的に令和元年度繰越分を充当します。
- ブロック塀等改修整備事業においては、「防災・減災、国土強靱化のため

の3カ年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づく臨時・特別の予算措置（令和2年度まで）であることも踏まえ、早期に実施されるよう、施設に対して指導・助言をお願いします。

（事務処理関係）

- 例年協議書を本省で審査する際、単純な事務処理誤りが散見されることから、別添4のチェックリストを活用いただく等により、適切に内容の確認を行ってください（都道府県は取りまとめる管内市区町村分の確認もお願いします）。
- 本省から地方自治体への内示は、6月頃の予定です。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業については、先行して内示することがあります。
- 関東信越厚生局への交付申請にあたっては、内示額を上回ることはないようお願いします。

【照会先及び整備計画一覧表電子媒体送付先】

関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課 伊野

電話：048-740-0733

メール：ino-hiroyuki@mhlw.go.jp